いじめ発生時の対応

覚　知

本人・保護者・第三者からの訴え・相談・情報提供
職員の気づき・発見
アンケート結果　　etc

↓ 情報を得た職員

初期対応

情 報 共 有 ： 担任→学年主任→生徒指導部長→管理職
※ 保護者へも連絡
情報の再確認： 本人・保護者・第三者への聞き取り

↓ いじめ防止対策委員会へ

組織的対応

【 いじめ防止対策委員会 】
校長・教頭・担任・学年主任・養護教諭・関係職員
※ ＳＣ・ＳＳＷ・弁護士
情報の集約・整理
事実確認に向けた調査方法・分担決め
調査作業：被害生徒・加害者・保護者・第三者・周囲の生徒
事実関係の把握（認知）
※ 重大事態の場合（判断基準）
生命・心身または財産に重大な被害が発生したとの疑い
相当期間の欠席（30日程度以上）を余儀なくされている
対応・指導方針決め ／ 対応・指導体制の確立
対応・指導の開始

↙ ↓ ↘

被害者支援 | 加害者指導 | 保護者説明 | 周囲への指導 | 職員報告 | 関係機関報告

↓ 支援・指導の継続
経過観察（目安：３ヶ月）

収　束

いじめ対策委員会で協議・判断
いじめ行為の止んでいる状態が３ヶ月程度継続
被害者が心身の苦痛を感じていない
} 収束判断

↓

再発防止・未然防止に向けて

事案の検証
事案の記録・保存
いじめ防止基本方針の見直し
職員報告・職員研修
生徒への啓発：全校ホール朝礼・学年ＨＲ・クラスＨＲ・
専門家による講話